

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

支給対象世帯	支給手続き	支給時期
① 住民税非課税世帯 ・令和3年12月10日時点で函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯	2月中旬以降順次、 確認書 を送付しますので、内容をご確認のうえ返送してください。	- 確認書(申請書) 受付後、約3週間 後に振込
②家計急変世帯 ・①に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯	申請が必要です。 申請書に必要事項を記入し、添付書類 とともに郵送で提出してください。 ※申請書は2月下旬に市役所本庁舎等 で配布予定	

支給額 1世帯あたり10万円(受給は上記①、②問わず1世帯につき1回限り)

~配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方への支援~

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に市内に避難している方で、事情により住民票を移すことができない方は、「申出の手続き」をしていただくと、住民票上の世帯が給付金を受け取っている場合でも、一定の要件を満たせば、申請を行い、給付金を受け取ることができます。

詳しくは、配偶者暴力相談支援センター(**☎**21-3010または**☎**21-3193)へお問合せください。

給付金を装った詐欺にご注意を

ご自宅や職場などに市や国の職員などをかたった不審な電話等があった場合は、市や最寄りの警察署、警察相談電話(#9110)にご相談ください。

お問合せ 保健福祉部非課税世帯等給付金担当 ☎0120-685-667(2月1日)(開設予定)

HP

緊急福祉灯油購入助成事業を 実施しています

市では、令和3年12月1日現在函館市に住所がある方で令和3年度市民税が非課税世帯であることなど一定の要件を満たす世帯に対し、灯油などの購入費用の一部を助成しています。

※ 暖房器具の種類は関係ありません。

まだ申請されていない場合はお早めに提出してください。

助成金額 1世帯につき5,000円

助成対象世帯および助成要件 市政はこだて1月号また は申請書をご覧ください。申請書は、市役所、各支所、 町会館、イオン・マックスバリュ市内各店舗、ラルズ マート市内各店舗等に備え付けています。

申請方法 郵送のみ

受付期間 2月28日(月)まで(消印有効)

お問合せ 保健福祉部管理課(福祉灯油担当)

☎84-5569 平日 午前 9 時~午後 5 時

HP

子育て世帯応援給付金の支給について

市では、新型コロナウイルス感染症対策である国の子育て世帯への臨時特別給付金が所得制限超過等の理由により対象外となる方へ、市独自の給付金を支給します。

給付要件 令和3年9月30日現在において、函館市に住民登録があり、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した未婚の児童を養育している、次のいずれかに該当する方

▶所得水準が児童手当の所得制限限度額に相当する収入額以上の方

○令和3年9月1日以降に離別し、国の子育で世帯への臨時特別給付金を受給していない方

給付額 児童1人あたり10万円

申請方法 電子申請、郵送または持参

※ 申請書は市のHPからダウンロードできます。

※ 電子申請による申請にご協力ください。

申請期限 3月31日(木)(必着)

お問合せ 子ども企画課 ☎21-3985

Phttps://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022010600047/